

杉並区基本構想 答 申

令和 3 年（2021 年） 9 月
杉並区基本構想審議会

《 目 次 》

○はじめに

○第 1 基本構想策定の背景	1
○第 2 基本構想を貫く 3 つの基本的理念	6
○第 3 杉並区が目指すまちの姿	7
○第 4 分野ごとの将来像と取組の方向性	8
○第 5 区政経営の基本姿勢～区民と共に一歩先のステージへ～	25

は じ め に

平成 24 年（2012 年）に、杉並区基本構想が策定されてから、まもなく 10 年が経過しようとしています。

現基本構想は、その審議途上で、東日本大震災（平成 23 年（2011 年）3 月）が発生したことを受け、震災対策の再構築や、エネルギー問題への対応など、切迫した新たな課題が生じてくる中で策定されました。

この 10 年、杉並区では、被災地の復興を、交流自治体同士による連携で支えた自治体スクラム支援の取組や、保育待機児童ゼロの実現、多様化する介護ニーズへの対応としての全国初の自治体間連携による特別養護老人ホーム（エクレシア南伊豆）開設など、新たな課題や区民ニーズに真正面から向き合い、その解決に努めてきました。また、今般のコロナ禍においては、地域医療の崩壊の危機を食い止めるため、コロナ病床の確保などの対策を講じた区内基幹病院に対する包括的な経費補助などの支援策を、国や東京都の対応を待つことなく、時を置かず実施してきました。

私たちの生命や健康そして生活を守り抜くという基礎自治体の使命と責務を果たしていくため、時には、法や制度の壁に風穴を開ける新たな試みにチャレンジして、様々な課題を乗り越えてきた 10 年間であったと受け止めています。

そして今、新型コロナウイルスという新たな感染症の出現によって、人々の働き方やコミュニケーションのあり方は大きく様変わりし、デジタル社会への変革の加速化が端緒となり、人々の新たなつながり方を模索する動きが強まるなど、人々の価値観や暮らしそのものにも大きな質的な変化がもたらされようとしています。

さらに今後、私たちを取り巻く社会経済環境は、かつてない速さで大きく変化していくことが予想されます。世界に例のない本格的な超高齢社会の到来は、介護や医療はもとより、まちづくりや地域経済など様々な分野に広範な影響を及ぼしていきます。また、令和 22 年（2040 年）には、区内の高齢者世帯の 6 割近くが単身世帯となることも想定され、人口構造の変化を踏まえた様々な分野での対策が急務です。

地球環境を取り巻く問題は、私たちの暮らしを揺るがす「気候危機」と称される状況を生じさせており、地域で生活し活動する一人ひとりが「脱炭素化」に向けた取組を実践していくことが必要です。さらに、いつ起きてもおかしくない首都直下地震の備えも一刻の猶予がありません。

現基本構想は、令和3年度（2021年度）をもって終期を迎えますが、私たちは、前回の基本構想策定時にも増して、将来の見通しが困難な状況に直面しています。こうした状況の中で私たちに求められていることは、デジタル変革の波をしっかりと捉え、地域社会の様々な課題解決の大いなる力としていくことです。また、課題に向き合っていく際に、これまでの杉並区が取組がそうであったように、何が最善の選択であるかを熟慮し、私たち区民と区が手を携えながら、法や制度の壁に果敢に挑み、乗り越えていく姿勢がより一層必要となります。

そして、変化のスピードが激しく先行きの見通しが難しいこれからの時代、私たちが前進していくための拠り所となるのが基本構想です。

このまちの未来をより明るく照らすために、私たちの夢と、区政の未来を描く道しるべとしての新たな基本構想を、ここに策定いたします。

わがまち杉並の将来への道筋を指し示す、新しい基本構想をみんなで共有し育てながら、私たちは歩みを進めていきます。

第 1 基本構想策定の背景

(1) 基本構想の役割

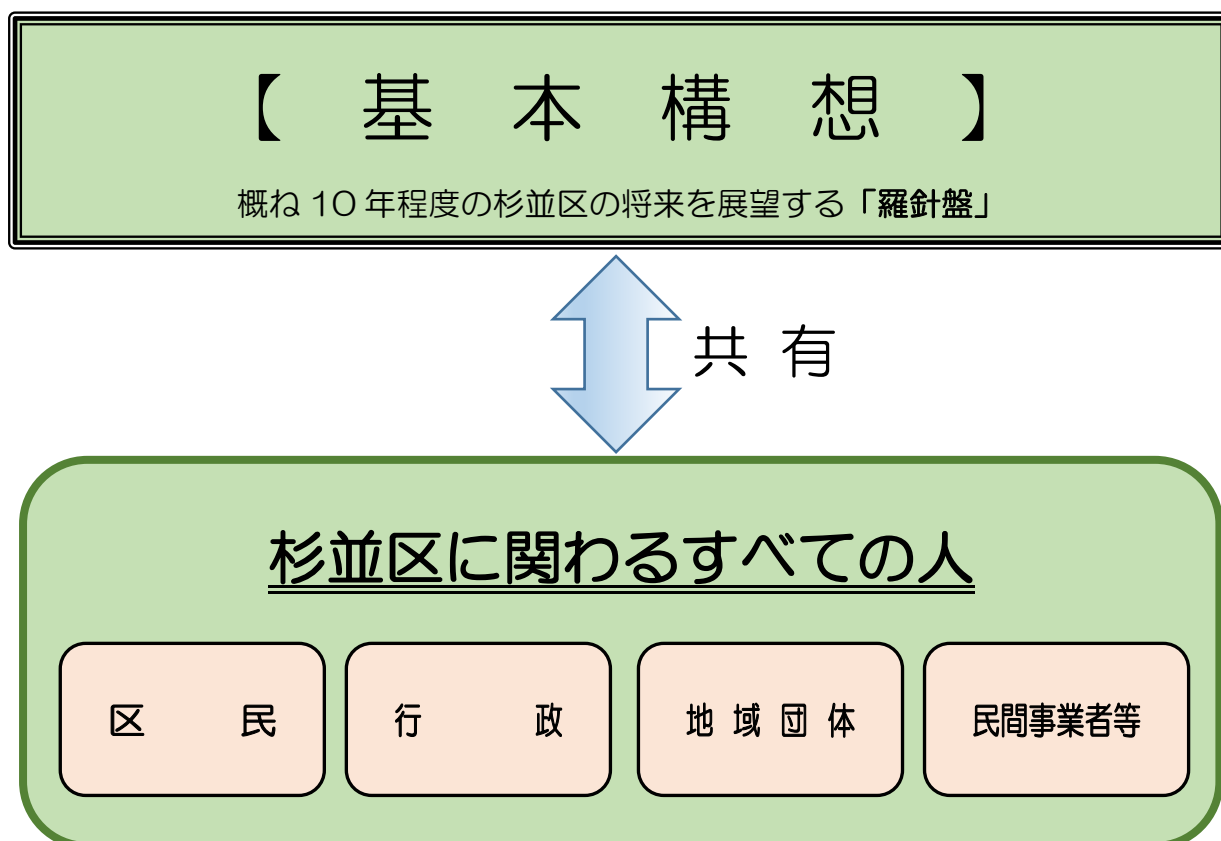
この基本構想は、杉並区の将来の姿と、進むべき方向性を描くものであり、区の近未来に向けた道筋を指し示す「羅針盤」とも言えるものです。また、区が、区政を担う責任主体として行政運営を行う際の、すべてのもととなる考え方でもあります。

今後生じる社会経済環境の変化を正確に予測することは難しく、未来への道筋をはっきりと描くことには困難を伴います。そのような中で、このまちを将来にわたってより良いまちとしていくため、この構想は、区と区民はもちろん、地域団体や民間事業者等を含めた、杉並区に関わるすべての皆さんとともに将来を展望し、共有する構想として策定します。

(2) 基本構想の期間設定

この基本構想は、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね 10 年程度の将来を展望する構想として策定します。

《 基本構想の概念図 》



(3) 現基本構想に基づいた区の実施の振り返り

- 区は、平成 24 年（2012 年）に策定された現基本構想のもと、その実現に向けた具体的な方策となる総合計画・実行計画等を策定し、区民生活の幅広い分野にわたる様々な取組を行ってきました。
- 今回、新たな基本構想の検討を行った基本構想審議会では、現基本構想の 5 つの目標ごとに設定した取組項目について、その進捗状況の検証を行いました。
- 現総合計画において掲げられた、区の実施の方向性を表す施策ごとの指標（施策指標）の達成度（令和 2 年度（2020 年度）（計画 9 年目）時点）が 80%以上となっている指標の割合が約 7 割（80%未満の指標：約 3 割）という状況となっています。
- この間の区民意向調査の結果を振り返ると、区民の定住意向は、おおよそ 9 割近くという状況が続いていること、また、杉並区を「住みやすいまちである」とする回答が 95%を超えていること、さらに区の事業やサービスへの満足度が 8 割近くとなっていることなどを踏まえると、区民のわがまち「杉並」に対する評価は、高いレベルを維持しているものと捉えることができます。
- 審議会の委員からは、この間の各分野における実施の方向性について、総じて概ね評価できるとの意見でしたが、一方で、デジタル化に向けた対応の遅れや、地域社会の担い手の高齢化・固定化といった課題への対応、さらには、効果的な情報発信に向けた工夫が必要との意見など、今後さらに注力していくべき課題についての指摘がありました。
- 新たな基本構想は、これまでの実施の方向性を基本的に継承した上で、社会経済環境の変化を踏まえ、さらに発展させていくことを念頭に策定することとします。

(4) 区を取り巻く環境変化と対応

この基本構想で描こうとしている、今後、概ね 10 年程度を見据えた区を取り巻く環境の変化とその対応については、以下のような点が挙げられます。

①「人生 100 年時代」への対応

戦後、23 区の中でも最も住宅地の割合が高い自治体として発展を続けてきた杉並区。我が国全体の人口は減少局面に入っている中で、区の人口は平成 9 年（1997 年）以降、漸増傾向が続いてきました。しかしながら、令和 3 年（2021 年）の区内人口は約 25 年ぶりに減少に転じたところです。この要因が、コロナ禍に伴う一時的なものなのか、それとも人口減少局面の入り口となるのかについては予断を許しませんが、確実に言えることは、我が国の少子高齢化が、世界に類を見ない速さで進行しているということです。

こうした状況の中、健康寿命の伸長に伴い、「人生 100 年時代」が現実のものとなりつつあります。今後、区内の単身高齢者世帯の割合は、著しく増加すると予測されており、令和 22 年（2040 年）ごろには高齢者人口がピークを迎え、高齢者世帯の約 57% が単身世帯となる見込みです。高齢者の単身割合が約 6 割という状況下においては、行政が提供するサービスのあり方そのものを再構築していく必要がありますし、また、「高齢者＝支えられる側」ということに留まらず、高齢者が担い手になって、支える側に回るなど、地域の中で生きがいや社会的役割を持ち、生涯現役で活躍し続けるための環境づくりが求められます。

②確実に起きる災害への備えの重要性

首都直下地震の起こる確率は、近年さらに上昇し、震災に対する切迫度は高まっています。また、この間、世界的な気候変動の影響と思われる異常気象が相次ぎ、「気候危機」ともいわれる事態が生じていることから、超大型台風の襲来や、熱中症により多くの方の命を脅かす熱波などのリスクが増大することが想定されます。

私たちにとって、震災対策に加え、都市型水害、超大型台風といった想定を超える異常気象への備えは、暮らしの安全・安心を確保するために欠かすことのできないものとなっています。

そのような危機が起きた時に真っ先に影響を受けるのは、高齢者や障害者といった方たちです。今後本格化する超高齢社会の到来によって、建物の耐震不燃化や水害対策、都市計画道路の整備など、従来のハード面からの対策に加えて、サポートを要する方たちへの個別避難プランの策定や震災救済所の感染症対策など、ソフト面に焦点を当てた災害に強いまちづくりがより一層求められてくることになります。

③誰一人取り残されることのない社会の実現に向けて

令和 12 年（2030 年）に向けた国際目標である SDG s（※）における「誰一人取り残さない社会」という共通理念は、環境や福祉、教育、まちづくりといった幅広いテーマにわたって、すべての人たちが取り組むべき課題の方向性を指し示しているものであり、今後の地域のあり方を考える際にも重要な視点となります。

これまで区では、SDG s の考え方と軌を一にした取組を幅広く行ってきましたが、これからは SDG s と杉並区における具体的取組との対応関係を区民にわかりやすく

提示するなど、地球規模の課題と地域の課題が連なっていることについて区民と共有し、身近にできる取組を実践していく視点が必要です。

※SDGs：Sustainable Development Goals の略。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標

④脱炭素化に向けた全員参加の取組の必要性

政府は、脱炭素社会を令和 32 年（2050 年）に実現するという目標を掲げ、令和 3 年（2021 年）5 月に地球温暖化対策推進法を改正し、取組を加速化することとしました。この取組の成否は、世界中の企業、団体、そして一人ひとりのこれからの行動にかかっていると一言で過言ではなく、大量の温室効果ガスの排出源である首都圏に暮らす私たちにとっても、このことは他人事ではありません。今後、地球規模の課題解決にも積極的に関与していく、という視点を持ち、区民や事業者、団体も含めた地域のすべての構成員の参画に基づき、全員参加による脱炭素社会に向けた取組が求められます。

⑤共に認め合い、つながる社会

近年、働き方や学び方など、様々な場面で多様性が強く求められるようになっていきます。多様性（ダイバーシティ）を認め合える社会は、国籍や性別、年齢や障害の有無、性的指向や性自認等に関わらず、誰もが暮らしやすい社会です。今後は、より多様な生き方や考え方の人たちが共に暮らす中で、多様性を受け入れ、「支援する側」と「支援される側」という関係を超えて、地域の中で相互に支え・支えられるまちを築いていくことが求められます。

そして、ソーシャルインクルージョン（※）の考え方に基づき、このまちに住み・集い・働くすべての区民が主体となり、また社会的役割を持ち、人と人とのつながり、相互の連携と協力によって、地域における課題を解決していく取組が必要となってきます。

※ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除から守り、社会の構成員として支え合い、包み込むという理念

⑥柔軟で高い課題対応力をもつ区政経営へ

【課題対応力の高い行財政基盤の構築】

我が国の人口はすでに減少の局面に入っており、区の人口もいずれ減少していくことを前提にしなければなりません。今後は、税収減による厳しい財政運営が避けられないという視点に立ち、安定的で質の高いサービスを継続的に提供できるよう、引き続き財政運営の健全化に努めることはもとより、行政が有する資産やノウハウを有効に活用して、収益等の確保につなげる仕組みをつくることなどを通じ、これまで以上に課題対応力の高い行財政基盤を構築していくことが必要です。また、財政負担の軽減や平準化という視点に立ち、これまでも着実に進めてきた、老朽化した区立施設の再編整備・長寿命化の取組を引き続き推進していく必要があります。

【共に課題解決に取り組む自治・協働の推進】

また今後は、人口減少や超高齢化といった社会状況が進む中で、地域で解決すべき課題がより一層複雑化・高度化していくことが予想されることから、これまで以上に地域の実情に即した取組が求められることになります。その際に、大きな砦となるのが、区

民みんなで力を合わせて住みやすいまちをつくろうとする自治の底力です。

こうした住民自治の取組が、まちの中で豊かに明るくいいきと展開されるよう、より一層支援を強化していくことが必要です。そして、地域課題の解決に向けては、地域で活動する町会・自治会等の団体による自治の推進はもとより、様々な地域団体、さらには民間事業者や大学等との協働の取組をより深化させ、区民や事業者の創意やノウハウを幅広く結集し、推進していくことが必要不可欠となってきます。

【デジタル化による区民生活の質の向上】

I C T (※) の活用を通じ社会変革を促すD X (※) が世界標準となる中、地方自治の現場においてもデジタル化の推進は焦眉の課題となっています。今後、行政サービスの質の向上と効率的かつ効果的な区政運営の実現に向けて、日々進化する I C T を戦略的に活用していく視点が重要となります。そのための道筋をどのように組み立て、またどのように進めていくのか、そのグランドデザインを早急に確立していく必要があります。

その際、誰一人取り残さない、という視点に立ち、デジタル技術の恩恵を受けることができない状況にある方たちへのきめ細やかな配慮と対応が必要です。また、個人情報の保護に万全を期しつつ、行政が保有する情報をデジタル化によって区民や事業者等と共有し、活用することで、地域の発展に資する活動を生み出したり、支援したりすることが可能になります。

※ I C T : Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報共有、伝達するための技術

※ D X : Digital Transformation の略。進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念

第2 基本構想を貫く3つの基本的理念

これまでの基本構想で掲げてきた大きな方向性を継承しつつ、今後の社会経済環境の変化を踏まえ、さらに区をより良いまちに発展させていくことを念頭に、今後概ね10年程度を展望し、杉並区の基本的な方向性を表す3つの理念を示します。

○認め合い 支え合う

様々な価値観を互いに認め合い、支えー支えられる地域社会をつくっていくことにより、地域で暮らす人たちが、誰一人として差別されず、取り残されない社会にしていきます。「人生100年時代」を見据え、すべての区民が自らの人生を豊かに生きていくことができる社会を築いていきます。

○安全・安心のまち つながりで築く

首都直下地震や、気候変動に伴う大規模な自然災害に対応し、誰もが安全・安心に暮らし続けることができる環境を築くために、まちのつながり、人のつながりを大切にします。区民、団体、企業、行政を含むこのまちに関わるすべてが主体となり、力を合わせて、まちの将来を築いていきます。

○次世代を育み 引き継ぐ

杉並の次代を担う子どもを地域社会全体で育んでいきます。暮らしの基盤である、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、地球規模の視野に立って一人ひとりが行動します。わがまちの歴史を知り、まちに根付く文化や遺産、自治の歴史を継承し、このまちに誇りを感じながら暮らす人々を増やします。

第3 杉並区が目指すまちの姿

関東大震災（大正12年（1923年））の後、都心から多くの人たちが移り住む中、杉並区は、昭和7年（1932年）に産声を上げました。以来、牧歌的な農村のたたずまいから大きく変貌を遂げながら連綿と発展を続け、人口は今や、57万人を数えるに至りました。

宅地のうち住宅用地の割合が80%を超える杉並区には、「良質な住宅都市」というイメージが区内外に定着しており、3つの河川に囲まれた、みどりと水辺のあふれる街並みと相まって、より良いまちをみんなで築いていく、という良き住民性を育む風土を形づくっているのではないかと考えられます。

杉並区の歴史を紐解けば、「原水爆禁止署名運動」や「東京ごみ戦争」の例に見られるように、区民の英知と行動の結集が行政の仕組みを変え、まちづくりや社会に大きな影響を与えた出来事がありました。

先の東日本大震災の際には、被災した福島県南相馬市を応援するため、交流自治体とともにスクラム支援の取組を行いました。多くの区民や団体が立ち上がり、短期間に多額の義援金が集まり、区取組を後押ししました。このような、区民や団体が担ってきた歴史が、杉並区の住宅都市としての価値を一層高めることにつながっているものと考えます。

こうしたみどり豊かな住環境を形づくり、守ってきたのは、このまちに暮らす区民一人ひとりの力にほかなりません。そして、区民の力こそが、今後の杉並区の発展の礎であり、困難な時代を生き抜き、杉並区の輝く未来を描いていく区の底力となるものと考えます。

みどり豊かなこのまちを次世代につなぎ、安らぎと憩いがあふれる住まいの場を守り続けるため、私たち自身が、自分たちのまちを自らの手で紡ぎ出していくこと、それが、杉並区のさらなる前進につながっていきます。

そうした観点から、今後概ね10年程度を展望した「杉並区が目指すまちの姿」を、杉並の個性や特徴を端的に表し、覚えやすく伝わりやすいものとして、下記のとおり掲げます。

みどり豊かな 住まいのみやこ（※）

※「みやこ」という言葉には、「代表的なまち」や、「中央政府のある都市（首都）」という意味のほかに「何らかの特徴を持ち、人が集まり楽しく暮らせる土地」という意味があります。

杉並区を特徴づける「住宅都市」というイメージをさらに発展させ、区民とともに良好な環境を育み、住まいのまちとしての新たな価値を生み出していく、という意味合いを込め「住まいのみやこ」と表現しました。

第4 分野ごとの将来像と取組の方向性

分野ごとの将来像を以下のとおり描き、その実現に向けて、取り組んでいきます。

分 野	将 来 像
防 災 ・ 防 犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
まちづくり・地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
環 境 ・ み ど り	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち
健 康 ・ 医 療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち
子 ど も	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち
学 び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

様々な災害から区民の生命や大切な財産を守り、犯罪を生まない安全なまちを築いていく必要があります。

区民一人ひとりが高い防災・防犯意識を持ち、みんなで支え合い、誰もが安心して住み続けられるまちを目指します。

取組の方向性

（１）今まで経験したことの無い災害を想定し、復興に備えた防災・減災の取組を進める

○多様な災害に対する複合的なリスクを想定し、平時から倒れにくく燃えにくいまちづくり、風水害に強いまちづくりをさらに進めるとともに、被災しても復興しやすいまちの姿を区民とともに描き、築いていきます。

（２）みんなで支え合い、いのちを守り、暮らしを続けられるまちをつくる

○区民、民間事業者、ＮＰＯ等の幅広い地域の担い手を結集し、災害時には役割を分担してみんなで災害に立ち向かう共助の仕組みを充実するなどにより、災害後も引き続き住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

（３）犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちをつくる

○まちの美化を図り、あわせて目の届かない場所をなくすなど、犯罪の機会を与えない、犯罪を誘発しないまちをつくるとともに、犯罪に走ることを未然に防止するため、地域の絆^{きずな}を深め、防犯力の高いまちづくりを進めます。

重点的な取組

■災害に強いまちの基盤づくり

地震に対する備えとして、延焼火災対策となる建物の不燃化の促進、木造住宅密集地域の解消、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備、建物倒壊対策となる耐震化の促進、狭あい道路の解消、無電柱化の推進、オープンスペースの確保など、地域ごとの特性に応じたまちの基盤整備を進めます。また、風水害に対する備えとして、区民への迅速な情報提供の一層の充実や雨水流出抑制施設の設置の推進などの流域対策に取り組みます。

■地域の防災対応力の強化

災害時の拠点となる震災救護所の機能の拡充や備蓄物資の充実、防災情報の発信の強化など、誰一人取り残さないという視点に立って地域防災力の向上に取り組みます。また、幅広い地域の担い手を結集し、災害時要配慮者を地域ぐるみで支える仕組みの充実・強化に取り組みます。

■防犯力を高める対策の充実

防犯カメラの設置や自動通話録音機の貸与など、犯罪抑止に効果的な対策を進めます。また、デジタル社会の進展に伴うサイバーテロ（※）やネット犯罪などに対する啓発活動を強化していくとともに、防犯自主団体との連携等により防犯環境の強化や防犯意識の向上に取り組みます。

※サイバーテロ：重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃

住宅都市としての価値をさらに高めていくためには、暮らしやすく快適で魅力あるまちを創造することが重要です。

そのため、駅を中心とした周辺地域にまちの多様な魅力と交流・活力を創出するとともに、地域に根ざした産業を支援し、区民はもとより、来街者を含めて、誰にとっても居心地がよく、にぎわいがあふれ、出かけたくなるまちを目指します。

取組の方向性

（１）多様な機能と魅力がある多心型まちづくりを進める

- 交通拠点となる駅及び駅周辺を核として、駅勢圏となる住宅地などの特徴や商業・業務機能の集積、歴史・文化の蓄積、大規模公共施設の立地、自然環境など、各駅周辺の特色や魅力を生かしたまちづくりを進めます。
- 駅前空間の質を高めるため、交通拠点としてだけでなく、文化・交流・商業・にぎわい等多様な機能と魅力がある複合的な拠点として駅周辺のまちづくりを進めます。
- 区と区民、事業者等が連携して住宅都市杉並の魅力や価値（文化・観光資源・景観）をさらに高めるまちづくりを進めるとともに、それらの魅力や価値を区内外に発信して、来街者を増やしていきます。

（２）誰もが気軽に移動できる利便性の高いまちをつくる

- 誰もが気軽に出かけられるように、バス・電車などの公共交通と徒歩・自転車のつながりを高め、シームレス（※）な移動サービスの充実や、環境面にも配慮した交通インフラの整備を進めます。
- 近隣自治体や関係団体と協力して誰もが安全・安心に移動できるまちづくりを進めます。

※シームレス：切れ目のない連続した

（３）多様なライフスタイルに対応できる持続可能で柔軟なまちづくりを進める

- 区民の多様な生活ニーズや、出産・子育て・介護などのライフステージに対応できる、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 低炭素まちづくりの推進による環境負荷の低減や、民間住宅のバリアフリー化の促進、道路など災害に強いライフラインの整備、空き家の発生抑制対策などにより、持続可能で住みやすく魅力的なまちづくりを進めます。
- 住民同士が連携して、居心地よく暮らしやすい区民参加型の地域づくり、まちづくりを推進します。

（４）暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる

- 区民に身近な商店街や多面的な機能を有する都市農業など、環境と調和し、区民の暮らしの安全・安心を支えている地域産業をさらに育成するとともに、多様な人材による創業を支援して、まちのにぎわいと活力を高めます。
- 若者や現役世代のほか、障害の有無や性別などに関わらず、生き方やライフスタイルに応じて誰もが多様な働き方を選択することができるよう就労支援を充実し、地域産業の活性化につなげます。

重点的な取組

■地域特性を生かした駅周辺まちづくり

区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺をはじめとする各駅周辺では、基盤整備等の機会にあわせて、駅周辺の特色や魅力に応じた商業活性化や、移動の円滑化、さらには人々の交流促進など、地域ごとに個性あるまちづくりを進めます。

■安全・安心で利便性の高い移動環境の創出

鉄道と道路の連続立体交差化、都市計画道路や自転車走行空間等の整備、道路の無電柱化やバリアフリー化を推進し、誰もが安心して安全に移動できる環境の創出に取り組みます。また、近年のA I ・ I o T（※）などの技術革新に伴い、M a a S（※）等の新しい移動サービスの活用などを視野に入れ、多様なライフスタイルに対応した利便性が高い交通体系を構築します。

※AI：Artificial Intelligence の略。人間の知的能力をコンピュータ上で実現する様々な技術・ソフトウェア・コンピュータシステム

IoT：Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットを通じてつながること

MaaS：Mobility as a Service の略。ICT（情報通信技術）を活用してマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念

■魅力的で居心地の良い、出かけたくなるまちづくり

交通インフラの整備とあわせて、区と区民、事業者等が連携したまちづくりや景観のルールづくり、歩きたくなる歩行空間の創出等、様々な魅力がある居心地の良い、出かけたくなるまちづくりに取り組むとともに、それらを観光情報として広く発信します。

■にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

良好な住宅都市として発展してきた杉並区の地域特性を生かした、商店街の活性化や中小事業者の支援に加え、区内における様々な分野の創業支援の充実とともに、文化・芸術をはじめとする多種多様な人材の交流促進など、暮らしや環境と調和したにぎわいと活力を生み出す地域産業を振興します。

近年、「気候変動」に起因するとされる深刻な自然災害が多発しており、今や「気候危機」に直面しているといわれています。気候変動対策を含む環境施策の一層の推進を図ることは喫緊の課題となっています。

世界的な課題である気候危機への対応のみならず、様々な環境問題に地域全体で取り組むことで、持続可能で質の高い、みどりあふれる良好な環境を将来世代に引き継いでいくことができるまちを目指します。

取組の方向性

（１）気候危機に立ち向かうため、気候変動対策を推進する

- 「2050年カーボンニュートラル」（※）の実現を目指し、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止を図る「緩和」の取組と、気候変動による影響に適切に対応していく「適応」の取組を推進します。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引き、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること

（２）資源を大切に作るまちをつくる

- 資源の消費・廃棄による環境汚染を防ぎ、ごみ・資源処理に伴う環境負荷を軽減するとともに、最終処分場の延命化を図るため、ごみの減量と資源化を進め、資源循環型社会をつくりまします。

（３）みどりや水辺を育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを進める

- みどりや水辺などの自然環境を、区・区民・事業者等が協力して守るとともに、防災機能の向上や生物多様性の維持・確保、都市農地の保全など、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを進めます。

（４）区民一人ひとりが環境への負荷を低減させる取組や自然との共生に向けた行動を継続的に実践する

- あらゆる世代の環境学習の充実を図るとともに、様々な主体が主体的に取り組む環境配慮行動の促進や、それを支える啓発や情報発信を充実します。

重点的な取組

■気候変動の緩和策と適応策の推進

低炭素化推進機器（※）等の導入や建築物の断熱改修の推進、再生可能エネルギーの活用拡大等により、気候変動に対応した取組を進めます。

※低炭素化推進機器：家庭等において使用するエネルギーの創出、蓄積のほか、エネルギーの利用に当たり、二酸化炭素の排出を抑制することができ、地球温暖化対策に効果が認められる機器

■資源循環型社会の実現に向けた対策の強化

廃棄物の発生自体を可能な限り抑制する取組及び発生した廃棄物を再利用・再資源化を推進するとともに、食品ロスの削減をはじめとする資源の有効利用の取組を進めます。

■多面的な機能を生かしたグリーンインフラ（※）の整備

みどりや水辺環境の保全・創出を通じた生物多様性の維持・確保、防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラの整備を進めるとともに、区民ニーズや地域の環境と調和した公園づくりを進めます。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組

■持続可能な農地の保全

農福連携（※）や地産地消、農業体験等、区民が農に触れ、農を生かし、農を守る活動を充実させるとともに、農業者の実態に応じた支援を行うことなどを通じて、“農の風景・景観”の保全を図りながら、貴重な都市農地の維持に向けた多様な取組を進めます。

※農福連携：農業と福祉が連携し、障害者や高齢者等が農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組

■多世代に向けた環境学習等による環境配慮行動の促進

環境問題に関する情報発信や多世代に向けた環境学習、身近なごみの減量や分別意識の醸成など環境配慮に関する取組を充実します。

「人生 100 年時代」を見据え、区民一人ひとりの主体的な取組や、個々の状況に合わせた医療情報の提供等に基づき、効果的な健康づくりを展開する必要があります。
健康長寿社会に向かう中、住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いきいきと安心して健康に暮らし続けられるまちを目指します。

取組の方向性

（１）主体的に健康づくりに取り組み、自分らしくいきいきと住み続けるまちをつくる

- 「人生 100 年時代」の健康長寿社会に向け、子どもや若者を含め、世代を超えて、生涯を通じた健康づくりを進めます。また、社会的孤立の防止や生きがい確保の観点から、誰もが社会参加と活躍ができる機会や場を増やします。
- 区民が主体的に健康づくりに取り組む機運を高めるとともに、健康づくりに向けた様々な活動を支援します。

（２）住み慣れた地域で一人ひとりに合った医療が提供されるまちをつくる

- ＩＣＴの活用などにより、区民一人ひとりがそれぞれの状況に合った医療・介護の情報やサービスを受けられるような仕組みづくりを進めます。
- 小児医療や障害者医療、終末期までを見通した高齢者の在宅医療体制を強化します。

（３）非常時にも迅速に対応できる地域医療体制をつくる

- 災害時における緊急的な医療体制の構築を進めるとともに、感染症などのリスクにも対応できるよう、十分な医療体制や関係機関との連携・協力体制を整えて、非常時にも必要な医療が安心して受けられる環境づくりを進めます。

重点的な取組

■「人生 100 年時代」を自分らしく健やかに生き抜くことができる仕組みづくり

「人生 100 年時代」を誰もがいきいきと暮らしていくことを目指し、幼少期からの健康教育などを通じて、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。また、誰もが社会参加と活躍ができる機会や場を増やすなど、社会的孤立の防止や生きがいの確保を支援し、まち全体で健康づくりに取り組む仕組みづくりを進めます。

■ＩＣＴを活用した医療情報・介護サービスの提供

ＩＣＴの活用を通じて、一人ひとりの状況に合った医療・介護の情報やサービスをきめ細やかに提供する体制を構築します。また、地域住民による相互の見守りや支え合いの仕組みを充実し、住み慣れた地域で末永く暮らせる環境づくりを進めます。

■災害など非常時における地域医療体制の強化

災害発生時に、被災現場と地域医療機関をオンラインでつなげるといった新たな災害医療体制の仕組みづくりに取り組むほか、感染症の流行時等、危機下における地域の医療機関との連携・協力体制や検査体制の拡充に取り組みます。

誰もが分け隔てなく、その持てる能力を発揮しながら地域社会とのつながりを保ち、安心して生活できる環境を整える必要があります。

世代の差や障害の有無などに関わらず、支援する側と支援される側の関係を超え、すべての人がお互いに認め合いながら共生できる社会づくりを進めます。

取組の方向性

(1) 互いを理解し、認め合い、支え・支えられながら暮らすことができる社会をつくる

○国籍や性別、年齢の違いや障害の有無、性的指向や性自認等に関わらず、お互いを理解し合うための機会や場所を身近な地域につくることなどを通じ、誰一人として取り残されることのない共生社会をつくります。

○地域の中に、ボランティアや趣味の活動などの様々な社会参加活動の選択肢が用意され、そこに参加する区民がそれぞれの力を発揮できる環境を整備するなど、共助の活動を支援し、地域で支え合うまちづくりを進めます。

(2) 地域に多様な福祉基盤が整い、自分らしく歳を重ねることができるまちをつくる

○「人生 100 年時代」に自分らしく歳を重ね、人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な福祉基盤を整えていきます。

○一人ひとりに合った就労や社会参加の選択肢を幅広く提供し、高齢者や障害者を含め、誰もが役割を持って社会に参加できる環境をつくります。

(3) 多種多様なつながり方をつくり、孤立させないまちをつくる

○地域の中で孤立しないように、必要なときには、ICTを活用するなど多様なスタイルで、地域社会とつながれる仕組みを構築します。

○公的な介護の充実を図るとともに、これによらず家族や関係者を個別に支えている人（ケアラー）が孤立したり、将来の選択肢を奪われたりすることがない社会をつくります。

重点的な取組

■共生社会づくりに向けた共助の取組の推進

I C Tの活用により、ボランティア活動などの様々な社会参加の機会を創出することや、誰もが気軽に同じ時間を共有できる場所を確保することなど、地域で支え合うまちづくりを進めます。

■多様な福祉基盤の整備

本格的な超高齢社会の到来を見据え、様々なニーズに対応した在宅サービス・施設サービスのさらなる整備や相談体制の充実など、多様な福祉サービスの基盤を整備します。

■人と人とがつながり孤立させないネットワークづくり

地域共生の視点に立って、地域の福祉サービスの担い手同士のネットワークづくりを進めます。また、孤立を防ぐため、必要な人が必要なときに、対面でのつながりの場だけでなく、I C Tなども活用した多様なスタイルで、人・活動・組織とつながれる地域社会をつくります。

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

次代を担う子どもたちが未来への歩みを進めるためには、多様性が尊重され、持てる力を発揮できる社会にしていく必要があります。

子どもたちが、家庭や地域でその権利を守られ、様々な経験を通して未来をつくる力を育むまち、子どもと家庭を地域社会全体で支えるまちを目指します。

取組の方向性

(1) 子どもの権利を大切にし、子どもが主人公となるような取組を進める

○子どもの権利を尊重し、子どもたちが自由に意見を言うことができる一方で、子どもたちの声を幅広く吸い上げ、耳を傾けることができる地域社会をつくります。また、子どもが地域で安心して生活できるよう、孤立・虐待から守ります。

○すべての子どもがその家庭環境に左右されず、将来の選択ができるようにしていきます。

(2) 子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する

○一人ひとりの子どもの個性に応じた育ちをサポートする地域づくりを進めるとともに、子ども自身の生きる力を育むため、多世代間の交流や様々な遊び・体験の場を地域全体でつくりだします。

(3) 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる

○安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期まで一貫して支援する社会づくりに取り組みます。

○子育て支援活動に主体的に参加する地域住民や子育て支援団体、企業と区が一体となり、子育て中の養育者を支えます。

重点的な取組

■子どもの命と権利を守る児童相談体制の強化

子どもを孤立や虐待から守るとともに、支援を必要とする子どもや家庭に対する取組を進め、子ども家庭支援センターの機能の充実や児童相談所の整備を含め、子どもの権利擁護及び児童相談体制の強化を図ります。

■子どもも親も、気軽に安心して過ごせる場所の整備

多様な主体と連携し、子どもや子育て中の養育者が、安心して自由に過ごせる場所を確保します。また、学校施設等を活用し、子どもたちが、安全・安心に過ごせる場所を整備します。

■子育てを地域社会で支える取組の充実

子どもの成長を支え親子の健康を守る取組や、保育園・学童クラブ等における質の高いサービスを提供します。また、子育てを応援する地域づくりの取組や、地域の力を生かした子育て支援策の充実を図ります。

学 び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

将来を予測することが困難な時代において、自分らしい道を切り拓き「人生 100 年時代」を豊かに生きるとともに、他者と協働しながら新たな価値を生み出し、より良い地域をつくるためには、誰もが学び続けられる社会が必要です。

区民一人ひとりが共に認め合い、希望を実現することの楽しさを実感しながら、学び合い、教え合うことのできるまちを目指します。

取組の方向性

（１）「人生 100 年時代」を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する

- 将来を予測することが難しい社会を誰もが自分らしくいきいきと生きるため、主体的・対話的で深い学びを通して、生涯学び続ける力を養うことができる環境を整えます。
- 誰もが学び続け、また学び直せる機会を得られ、かつ、他者とかかわり、つながりあいながら、新たな価値を生み出すことや社会の主役となることのできる学びの環境を整えます。

（２）学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える

- 区民の多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動を一層推進するため、学校・社会教育施設を「学びのプラットフォーム（※）」とするなど、これまで以上に活用することができる環境づくりを進めます。
- A I を活用した知識創造型のまちを目指し、これまでの対面による学びの良さを生かしつつ、I C T の活用を図り、一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えます。学びの成果を共に教え合うことにより、認め合い、励まし合う、誰一人として取り残さない学びのまちづくりを進めます。

※プラットフォーム：人やものが交わり、つながる基盤となる土台や環境

重点的な取組

■ I C Tを活用した学校教育の質の向上

I C Tの活用を通じて、一人ひとりの子どもに応じた最適な学びと、他者と学び合い教え合う協働的な学びを提供します。

■ 学校・社会教育施設の活用を通じた学びの支援

区民が交流し、学び合い、教え合う拠点のひとつとして、社会教育施設に加え、学校施設を積極的に開放するなど地域の人々が活用できる仕組みを整えます。

■ 人と人との学びをつなぐ地域人材の活動支援

人々による新たな価値の創造を支援する社会教育士（※）やファシリテーターなど、地域人材の活動をサポートする取組を進めます。

※社会教育士：地域の教育、福祉、防災、環境、産業などの領域で、人々の学びの支援やネットワークづくりを通して人づくりや地域づくりに関わる役割を担う専門人材の称号

文化・スポーツ

文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

生涯を通じて文化・スポーツに親しむことで、日々の生活の活力と豊かさを実感することができる社会づくりが必要です。

そのため、子どもから高齢者まで障害の有無等に関わらず、誰もが気軽に文化・スポーツに触れることができ、それらの活動が多世代交流や健康づくり・仲間づくりにもつながるまちを目指します。

取組の方向性

(1) 多様な文化・芸術の振興と多文化交流を推進する

- 杉並芸術会館や杉並公会堂で実施する事業に加え、区内事業者の文化・芸術活動を支援し、区民が生涯を通じて多様な文化・芸術に触れる機会を提供します。
- 学校教育との連携や国際・国内交流の推進などにより、子どもの頃からの多文化交流を促進します。

(2) 歴史的な文化資産を次世代に継承する

- 歴史的な建物などの文化資産や、郷土芸能などの地域に根ざした伝統文化を次世代に継承し、地域に対する誇りや郷土愛を育む取組を推進します。
- 杉並の歴史・文化を区の内外に発信し、杉並らしいまちの魅力を広めます。

(3) 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進める

- 学校施設や地域人材等の様々な社会資源を生かして地域におけるスポーツ環境を充実し、誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう取り組みます。
- 体育施設のバリアフリー化をはじめ、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすいスポーツの場と機会を広げます。

重点的な取組

■文化・芸術活動の創造と発信

子どもから大人まで質の高い多様な文化・芸術活動に触れることができるよう、ＩＣＴの活用などによる効果的な情報発信を推進しつつ、多様な文化・芸術活動の振興を図ります。

■歴史的文化資産や地域の伝統文化に親しむ取組の推進

歴史ある地域の文化資産や伝統文化を守り伝える取組を進めるとともに、すべての区民が地域の歴史や文化に親しむことができる機会の充実を図ります。

■スポーツ環境の充実

障害の有無や年齢などに関わらず、誰もが生涯を通してスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、学校施設の有効活用等による様々なスポーツの場と機会を広げるほか、それを支える地域人材等の確保を含めたスポーツ環境の充実を図ります。

第5 区政経営の基本姿勢 ～区民と共に一歩先のステージへ～

1 新たな協働のかたちをつくる

中長期的な人口減少や超高齢社会の本格的な到来など、社会の変化が極めて激しい時代にあつて、地域の課題を行政のみの力で解決していくことは困難となっています。より一層、複雑化・高度化が予想される地域の課題解決に対して、区民、地域団体、民間事業者等の多様な主体が力を合わせ、協力し合つて解決していく新たな協働の仕組みを構築し、知恵や創意を結集していく必要があります。

(1) 地域に開かれた新たな協働の仕組みをつくる

○町会やNPO、地域団体等の従来の協働の担い手に加えて、企業、個人事業主や大学、金融機関等を含めた多様な主体が参加する柔軟で開かれたネットワークを構築することで、お互いに対等な立場で地域の課題を共有し、協働しながら課題を解決していくことができる新たな協働の仕組みをつくります。

(2) 新たな協働の取組を推進する職員を育成する

○地域課題の解決のため、区民等との協働に対する職員の意識を醸成するなど、協働に取り組む職員の育成を進めます。

2 デジタルにより誰もが暮らしやすい社会に

ICTの急速な進化やコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、区民生活に関わるあらゆる分野において、デジタル化の推進が求められています。

また、ますます高度化するICTの活用に関する諸課題に的確かつ迅速に対応するために、外部の専門人材の登用など民間事業者等との連携は不可欠となっています。時機を逸することなくデジタル化を推進し、区民の利便性の向上と行政運営の効率化を図り、誰もが暮らしやすい社会を実現します。

(1) 区民のICT環境を充実する

- 行政手続きのオンライン化や情報のオープン化など区民がアクセスしやすいICT環境を整えます。
- AI等の新たな技術を積極的に取り入れ、効率的で利便性の高い行政サービスを提供していきます。
- デジタル化の恩恵を受けられる人と受けられない人の間に生じる格差を解消し、すべての区民が同様のサービスを受けることを可能にしていきます。

(2) 行政内部のデジタル化を進める

- 最先端の技術を活用した行政運営を進めるとともに、外部の専門人材の登用など民間事業者等と連携し、戦略的に行政のデジタル化を推進します。
- 行政のデジタル化を進めるに当たっては、サイバーテロ対策を含め、情報セキュリティ対策を万全に講じます。

3 未来につなぐ区政経営の推進

区財政の状況は、今後大幅な税収の伸びが期待できない中、都市部から地方部へ財源を移転させることを目的とした税制度（法人住民税の一部国税化（※））やふるさと納税制度などの影響もあり、より一層厳しさを増しています。その一方で、区民ニーズはますます多様化・複雑化・広範化する傾向にあり、そうしたニーズに的確かつ迅速に対応していく必要があります。厳しい財政状況の中においても、質が高く、安定的で強固な行財政基盤を構築することは必要不可欠であり、そのためにも区政経営の構造改革を不断に進めるとともに、これまでの発想にとらわれない柔軟な手法を用いるなど、未来につながる区政経営を推進していきます。

※法人住民税の一部国税化…本来であれば地方税として、都区共通の財源となるはずの法人住民税が、平成26年度（2014年度）から一部国税化され、地方交付税として地方に配分する仕組みがとられています。地方交付税不交付団体である特別区全体の影響額（減収額）は令和2年度（2020年度）のみで1,000億円を超える額となっています。

（１）時代やニーズの変化に弾力的に対応できる財政基盤を構築する

- 社会経済環境の変化や区民生活に生じる様々な危機に機動的に対応していくことができるよう、行政評価の仕組みを一層活用し、経費や効率性の精査を行うことなどを通じて、健全な財政運営に努めます。
- 行政サービスの提供にあたっては、常に点検を行い、受益者負担の適正化に努めるとともに、区民サービスの向上を図っていきます。
- 行政資源のより一層効果的かつ効率的な活用による収益確保策の検討など、従来の発想や前例にとらわれることのない歳入確保のための方策を講じていきます。

（２）新たな時代に向けた区政経営を推進する

- A I の活用や行政のデジタル化などを通じた業務効率化を進めるとともに、区民サービスの質の向上を図ります。
- 老朽化により次々に改築時期を迎える区立施設について、区民ニーズを踏まえ、施設の長寿命化と再編整備を着実に推進します。
- 構想力と実践力を持った職員を育成するとともに、性別を問わずすべての職員が、ライフスタイルに応じ、いきいきと働くことのできる勤務環境をつくり、職員のモチベーションを高めるとともに、職員の管理職への昇任意欲を高め、職員の能力を引き出します。
- 高度化する行政サービスに対応するため、職員の専門性の強化を図るとともに、区政の多方面の分野で民間の専門人材を登用することなどを通じて、組織全体の活性化につなげます。併せて、セクショナリズムの壁を排し、組織全体の力を結集させて課題解決に努めます。

（３）区民目線で戦略的に情報を発信する

- 区民が情報を入手するためのツールが日進月歩で進化している状況を踏まえ、区民に伝わる情報発信となるよう区民目線での戦略的な広報を行います。
- 区民や民間事業者等との対話の場を拡充し、区と区民等との協働につながる情報共有を行います。

(4) 自治のさらなる発展を目指すとともに、自治体間の連携を強化する

○平成 12 年（2000 年）の都区制度改革（※）において、特別区は「基礎的な地方公共団体」として明確に位置づけられました。社会経済環境が大きく変化する今日、区民に最も身近な行政主体として区が果たすべき役割と責務は増大する一方であり、基礎自治体としての責務を全うしていく上で、それに見合う権限と財源を確保していくことが必要不可欠となっています。

○今後は、さらなる先を展望しながら、杉並区が今後目指すべき自治のあり方について区民との議論を深めつつ、特別区全体を巻き込んだ広範な議論を行っていく中で、将来の展望を明らかにしていく必要があります。

○また、持続可能な行政サービスを提供するとともに、災害時対応の拡充や環境負荷の低減などといった、広域的な連携が求められる行政課題に対処していくためにも、行政区域の枠を超えた自治体同士の連携を強化していきます。

※都区制度改革…平成 12 年（2000 年）4 月に施行された改正地方自治法による、都と特別区に係る制度改革のこと。この改革を機に、清掃事業をはじめとした大幅な事務の移譲が行われ、特別区は都の内部的な団体から脱却して、法律上の「基礎的な地方公共団体」として位置づけられました。しかし、都区間の役割分担に応じた税財源の配分や事務分担の整理といった大きな課題が、未解決の懸案事項となっています。

4 区民と共に実現する基本構想

基本構想の実現に向けて、区民や地域団体、民間事業者等と区が、この基本構想を共有した上で、力を合わせて共に取り組んでいくことが重要です。

そのため、基本構想に基づいて区が別途策定する、総合計画等の進捗状況や達成度について、区民等と区が共に確認しながら、その実現を目指して取り組んでいくこととします。